

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

615号 2010

滋賀県からのお知らせ

貴社の将来を託せる優秀な若手人材との出会いをお手伝いします

滋賀の“三方よし”人づくり事業 サポーター企業を募集しています



- 県では、県内での就業を希望する若年求職者等と人材の確保をお考えの企業とのマッチングを促進する新たな事業を始めました。
- 人材確保をお考えの企業さまには、貴社のニーズにかなった人材と出会っていただける絶好の機会になると確信しています。
- ぜひとも、「サポーター企業」としてのご参画をお待ちしております。
- ご連絡いただきましたら、専門のコーディネーターが貴社に伺い、人材ニーズ等を聞かせていただきます。

※ サポーター企業さまの経費のご負担はありません

● 対象人材 ●

入社後の定着や、将来を担う中核人材の育成を目指して独自に開発した人材育成プログラムを受講した人材です。

サポーター企業としてご参画いただくと…

対象人材の情報を、随時、メールやホームページを通じて提供

対象人材との交流会への参加をはじめ、日々の研修の様子をご覧いただくことが可能

興味ある人材には、「トライアウトワーキング」の形で自社での実地研修を行っていただくことが可能

お問い合わせ

滋賀県 労政能力開発課 緊急雇用対策室 TEL 077-528-3758
 滋賀の“三方よし”人づくり推進センター TEL 077-565-2700
 [受託企業] オムロンパーソネル株式会社 滋賀オフィス <http://www.shiga-sampo.org>

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県の最低賃金は、最低賃金審議会答申を受け、平成22年10月21日より1時間当たり706円に改正されます。

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。最低賃金は賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。(特定の産業には産業別最低賃金が定められています。)

時間額 693円 ➔ 706円

※最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

〈お問い合わせ先〉



滋賀労働局賃金室 TEL : 077-522-6654
 大津労働基準監督署 TEL : 077-522-6641
 彦根労働基準監督署 TEL : 0749-22-0654
 東近江労働基準監督署 TEL : 0748-22-0394

目次

表紙	滋賀の“三方よし”人づくり事業のサポーター企業募集中！最低賃金の改正について
②	重度障害者多数雇用事業所の操業開始！滋賀県障害者技能競技大会の結果について
③	「くるみん」の認定取得企業のご紹介 公正な採用選考を行いましょ！
④	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録しませんか
⑤	～働くあなたへ～絵てがみ作品を募集中！
⑥	各助成金のお知らせ
⑦	労働相談 Q&A「いじめ、パワーハラスメント」
⑧	労働委員会だより「『あっせん』について」
⑨	統計 / 資料 賃金交渉調査
⑩～⑪	統計 / 資料 個別労働紛争解決制度利用状況
⑫	仕事と生活の調和シンポジウムのご案内 滋賀職業能力開発短期大学校のご利用案内

カルビー・イートーク(株)が「重度障害者多数雇用事業所」として操業を開始されました。

カルビー・イートーク(株) (北村克家代表取締役社長、湖南省市)は、平成22年7月12日(月)に、県内で4番目となる「重度障害者多数雇用事業所」として包装工場を竣工し、操業を開始されました。また、7月17日(土)には、滋賀県をはじめ、湖南省市、カルビー(株)等関係者が出席し、竣工式が開催されました。

カルビー・イートーク(株)は、カルビーグループの企業理念である「私たちは、自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかなくらしに貢献します」との思いを、障害者雇用においても「地域」と「暮らし」に貢献する取り組みとして具現化するために、カルビー(株)湖南工場に設置されていた障害者を受け入れるための部門「製造第3グループ」を独立させて、平成19年11月に重度障害者多数雇用事業所として同工場敷地内に設立されました。

平成22年8月1日現在で、障害者8名を含む従業員15名がお土産等のスナック菓子の梱包・包装作業に従事されており、今後、4名の障害者を新規に採用される予定です。

新包装工場は、延べ床面積が981.32平方メートルの鉄骨平屋建てで、障害者に配慮した職場環境が整備されています。特に、障害者の状況に応じて素早くフォローできるようにガラス張りにし、また障害者の余暇活動(バーベキュー等)をサポートするために中庭を設ける等、企業の障害者雇用への熱い思いが感じられます。



竣工式



中庭：余暇活動スペース

第9回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2010)が開催されました！

平成22年7月31日(土)、滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)において、滋賀県、社団法人滋賀県雇用開発協会の主催で、第9回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました。

障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀)は、障害者が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用促進と地位の向上を図ることを目的とし、平成14年度より開催されています。

本年度は、機械CAD、ホームページ、喫茶サービスなど8競技種目に97名の選手が出場して、日頃職場や職業訓練の場で培った技を競いました。成績優秀者には、滋賀県知事より知事表彰が、(社)滋賀県雇用開発協会会長より金賞、銀賞、銅賞、努力賞、特別賞が授与されました。

なお、各種組立等を除く競技種目の成績上位者は、平成22年10月15日(金)～17日(日)に神奈川県において開催される第32回全国障害者技能競技大会に出場されます。

●知事表彰および金賞、特別賞受賞者

(敬称略)

競技種目	入賞区分	参加選手	所属
機械CAD	特別賞	岡本 英樹	ヤンマー(株)
電子機器組立	金賞	林 順子	パナソニック電工 滋賀(株)
ワードプロセッサ	金賞	安井 謙治	(株)滋賀富士通 ソフトウェア
ホームページ	知事表彰 金賞	角崎 俊昭	特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション
喫茶サービス	知事表彰 金賞	長濱 晴夏	滋賀県立高等技術専門校 (テクノカレッジ草津)
パソコンデータ入力	知事表彰 金賞	前田伊吹樹	(株)クレール
各種組立等	知事表彰 金賞	田中 宏明	滋賀県立高等技術専門校 (テクノカレッジ草津)



びわこテック株式会社が次世代法に基づく認定を取得！

滋賀労働局雇用均等室



近江八幡市の製造業、びわこテック株式会社(岡田金丸 代表取締役)が、次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」として認定されました。これまでで最も小規模な企業(労働者数35人/男性31人、女性4人)の認定です。

取組内容

☆計画期間中(H19.4.1~H22.3.31)に、男性看護休暇取得者1名、女性育児休業取得者1名(女性取得率100%)。

・計画期間後においても、新たに男性2名が看護休暇を取得しており、男性の育児参加が拡大している。

☆目標1 妊娠中及び出産後の支援制度の情報提供

・社内の妊娠・出産及び育児支援制度の内容をコンパクトにまとめた周知用資料を作成し、全従業員に周知。

・経営トップ自らによるヒアリング調査により、従業員のニーズを把握。子の看護休暇の半日単位取得を可能とする制度改定を実施。

・経営トップ参加のもと、育児支援制度について、所属長研修を実施。男性従業員からの利用申請にも速やかに対応するよう指示。結果、制度に対する所属長の知識・理解が深まり、利用しやすい環境を整えることができた。

☆目標2 育児休業中の情報提供

・育児休業取得予定者の希望も踏まえ、提供する情報の内容、頻度等について検討。

・月1回、人事異動等全社的な情報のほか、休業者の職務に密接に関連した情報の提供を実施。円滑な職場復帰を促した。



事業主の皆様へ

応募者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を行いましょう。

【求人にあたってのチェックポイント】

- 採用方針、採用予定の職種、人員は、計画的・合理的に定められていますか。
- 採用しようとする仕事に合う人なら、だれでも応募できる条件になっていますか。
- 応募者の適性や能力以外の事項(たとえば家族の職業・家庭状況・資産など)を採用の条件にしていますか。
- 応募書類として定められたもの(統一用紙、JIS規格履歴書)以外に戸籍謄(抄)本や住民票の提出を求めていますか。

【選考にあたってのチェックポイント】

- 選考は、応募者の仕事をするための適性・能力の見きわめを基礎に、応募書類や筆記試験・面接での判断など、総合的に評価して決めていきますか。
- 家庭状況などの身元調査を行っていませんか。

〈お問い合わせ先〉 滋賀県商工観光労働部労政能力開発課 TEL 077-528-3758



儲けない金融機関

近畿ろうきん

http://www.rokin.or.jp

お客様センター ☎0120-191-968

月曜~金曜9:00~18:00(土曜/日曜/祝日/12/31日~1/3日を除く)

〈携帯サイト〉



http://krokin.jp

じっくり、とことん。近畿ろうきん

広告

土日も開催！ ローン相談会

休日だから、
家族そろって
相談できるね！

住宅やマイカー購入、教育資金などローンのご相談を承ります。

当金庫の住宅ローンをご利用中の方で、ご返済に支障が生じておられる方、または生じるおそれがある方は、ご相談ください。

〔ご来場の際は事前にご予約いただくことをおすすめします。〕

滋賀地区 開催店舗一覧

大津支店	土曜 10時~16時まで	大津市におの浜 4-5-9	TEL077-524-5356
彦根支店	日曜 10時~16時まで	彦根市大東町 4-28 彦根勤労福祉会館内	TEL0749-22-2862
草津支店	土曜 10時~16時まで	草津市南草津 3-7-1	TEL077-562-5791
八日市支店	日曜 10時~16時まで	東近江市八日市東本町 17-8-22	TEL0748-23-2371
近江八幡ローンセンター	土曜 10時~18時まで	近江八幡市鷹飼町南 4-4-5 アクティ近江八幡 2F	TEL0748-37-5910

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業 に登録しませんか？



休暇取得促進

ノー残業デー導入

短時間勤務制度の拡大

男性の育児休業促進

平成22年8月26日現在で**449社**にご登録いただいています。
ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、**社会全体で気運を高めていくことがとても大切**です。是非、**ご登録をお願いします**。



- 登録をすると、一般事業主行動計画が県ホームページで公表されますので、法に定める**行動計画の公表義務をクリア**できます。
- 公表することで、対外的PRはもとより、個々の企業での**有言実行意識が高ま**ります。

	現行	平成23年 4月1日以後
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	努力義務
100人以下企業		

(次世代育成支援対策推進法に定める行動計画の公表義務)

県 HP 『しがのワーク・ライフ・バランス』
<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/index.html>



◎登録の要件



次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定、滋賀労働局雇用均等室(電話：077-523-1190)に届出されていること。

◎登録の方法

「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録申込書*」に以下の書類を添付して、県商工観光労働部労政能力開発課(電話：077-528-3751)に届出いただくだけです。

※申込書は県 HP「しがのワーク・ライフ・バランス」([滋賀県ワーク・ライフ・バランス](#)で検索)からダウンロードできます。

- ①自社の一般事業主行動計画の写し
- ②雇用均等室で受付された一般事業主行動計画策定届の写し(受付印が押印されたもの)
- ③企業案内パンフレット等

〈お問い合わせ、申込先〉

〒520-8577 大津市京町4-1-1 県庁東館4F 商工観光労働部 労政能力開発課 労政福祉担当
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873 mail: fe0001@pref.shiga.lg.jp

わたし時間をデザインしよう!

仕事と生活の調和推進キャンペーン実施中 by 滋賀県

イラスト/タカノキョウコ

— 働くあなたへ —

絵てがみ作品展 作品募集中!

募集締切：H22.12.10(金) ※当日の消印有効

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について社会全体の気運の醸成を図るため、次のテーマで作品を募集し、お寄せいただいた作品をメッセージとして展示等により発信します。働くことを支えてくれている家族等への思い、仕事と生活を両立する上で大切にしていることなどを自由に絵てがみに表してみませんか。皆さまからのご応募をお待ちしています。

作品テーマ

「働く私を支えてくれるあなたへ」
「仕事と生活」
「働くあなたへ」



たとえば… ・働く自分を支えてくれる人(もの)への思い
・仕事と生活の両立を支えているもの
・働くお父さん、お母さん、息子、娘へのメッセージ など

○応募方法

応募作品の裏面に①住所、②氏名(ふりがな)、③年齢、④性別、⑤電話番号、⑥(県外に居住の方のみ)勤務先住所(市町名のみ)を記載のうえ、下記応募先まで郵送またはご持参してください。

○作品の規定

- ・作品は絵と文字の入った「絵てがみ」とします。
- ・画材は自由
- ・用紙は郵便はがき(14.8cm×10cm)と同サイズのもの。
- ・応募者が創作した未公表のもの。

○募集対象：県内在住または県内在勤の方

○応募点数：用紙1枚に作品1点とし、1人2点まで応募が可能です。

○作品展示

- ・県立近代美術館(大津市) H23.2.15(火)～20(日)
 - ・県立男女共同参画センター(近江八幡市) H23.3.2(水)～6(日)
- 上記以外でも展示する場合があります。

○その他

- ・応募作品は返却いたしません。
- ・受賞作品の著作権は主催者に移転することとします。
- ・作品の展示等にあたっては作者の氏名、住所(市町名のみ)、および県外居住の方は勤務先住所(市町名のみ)を公開します。

その他、詳細については右記ホームページをご覧くださいか、お問い合わせ願います。

表彰

最優秀賞 1点
優秀賞 2点
入選 7点

主催

滋賀県、一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会、滋賀県勤労者互助会連合会、県内各地域の勤労者互助会および勤労者福祉サービスセンター

後援

滋賀労働局、大津市、近江八幡市

〈応募先・お問い合わせ先〉

県庁 労政能力開発課内 絵てがみ作品展事務局
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館4階
TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873
ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>

両立支援レベルアップ助成金のご案内

(財)21世紀職業財団は、仕事と家庭の両立を支援する事業主へ助成金を支給しています。

育児・介護費用等補助コース

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成します。

助成率	中小企業	育児に係るサービス 4分の3 ※	介護に係るサービス 2分の1
	大企業	3分の1	

※平成24年3月31日までの措置です。

年間限度額は、1人当たり30万円(中小企業40万円)、かつ、1事業所当たり360万円(中小企業480万円)です。

()内の年間限度額は平成24年3月31日までの措置です。支給は1事業所当たり5年間を限度とします。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成のほか、一定額の加算があります。

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した事業主・事業主団体に支給します。

(1)在宅講習 (2)職場環境適応講習 (3)職場復帰直前講習 (4)職場復帰直後講習

※(2)職場環境適応講習と(3)職場復帰直前講習を同一の月に併せて実施する場合は、当該期間中は職場復帰直前講習に係る職場復帰プログラムをみの支給となります。

支給限度額	中小企業	21万円
支給対象労働者1人当たり	大企業	16万円

※支給は、1事業所当たり育児休業者、介護休業者それぞれ延べ100人までです。



人材多様性経営を支援する

財団法人 **21世紀職業財団** 滋賀事務所

TEL 077-523-5141 <http://www.jiwe.or.jp>

助成金のご活用を

高年齢者の雇用促進のための

定年引上げ等奨励金 制度3種類のご案内



1. 高年齢者雇用モデル企業助成金

70歳以上まで働くことができる仕組み、又は65歳まで働くことができる制度を導入し、職域の拡大、人事処遇制度の改善、高年齢者を積極的に活用する事業主が計画の認定を受け、モデル性や地域における波及効果のある取組みを実施した事業主に対し、当該取組みに要した一定範囲の費用について、最高額で500万円が支給されます。

[計画書の受付]:平成22年9月1日(水)~平成22年9月30日(木)…年3回 5. 9. 1月です。

2. 高年齢者雇用確保充実奨励金(事業主団体対象の制度です)

傘下企業における「希望者全員が65歳まで働くことができる制度の導入」、「70歳まで働くことができる制度の導入」「その他必要な雇用環境の整備」に係る相談・助言・援助等の事業を実施した事業主団体に支給されます。



3. 中小企業定年引上げ等奨励金

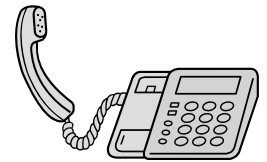
「65歳以上への定年引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入」または「65歳前に契約期限が切れない希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入」をし、6か月以上経過した中小企業事業主に対し、導入した制度に応じて10~160万円が支給されます。

〈お問い合わせ・ご相談〉 滋賀県雇用開発協会 TEL 077-526-4853

労働相談 Q & A

テーマ

「いじめ、パワーハラスメント」



質問

私が勤務する店舗では、売上の目標達成が至上命令です。ノルマを達成しないと所長から居残りを命じられ、大声で叱責されます。「やる気がない!」「お前の代わりはいくらでもいる」「お前がいると迷惑だ」と怒鳴られ、ノルマ達成を誓うまで延々と指導が続きます。食欲不振、不眠が続き体調を崩していますが、上司が怖くて休めません。このままでは会社を辞めるしかありません。どうしたらいいでしょうか。

回答

職場における上司からの指示・命令は当然にあることですが、度を越した指導や注意、人格を否定する継続的な言動は、「いじめ」や「パワーハラスメント」に該当する可能性があります。

上司からこのような扱いを受けたときの具体的な対応としては以下の方法が考えられます。

- ①実態を詳細に記録しておく。日時、場所、どのような被害にあったか、近くに誰がいたかなど、具体的な事実をできるだけ詳細に記録しておく。
- ②そうした言動をやめるよう口頭で申し入れる。口頭での申し入れに効果がなければ、文書(配達証明付きの内容証明郵便など)での要求を行う。
- ③同僚、所属の責任者、人事・労務担当者、会社の相談窓口や労働組合に事実を報告し相談する。

こうした方法によっても事態が改善されないときは、司法の場での解決を目指し、労働審判や不法行為または債務不履行による損害賠償請求の民事訴訟などを利用することもできます。

また、「いじめ」や「パワーハラスメント」によって体調を崩し治療・休業を余儀なくされた場合は、労災認定を受けられる場合もあるので、最寄の労働基準監督署に相談することです。

なお、社員からのこのような相談を受けた企業は、早急かつ真摯に対応する必要があります。その対応として、事実関係の調査、把握、次に加害行為関係者や被害者に対する適切な措置、さらに今後の再発防止策の措置を講じることが必要です。

相談者が力を振り絞った訴えを放置しておく、たとえば社員のモラル、業務効率、組織に対する忠誠心の低下、有能な人材の流出、信用失墜を招くなど、企業に与える影響は大きなものがあります。さらには、被害者から損害賠償や慰謝料の請求訴訟が起こされると、直接の加害者のみならず、使用者にも使用者責任や職場環境配慮義務違反が問われることとなり、思わぬ時間や労力、費用が発生することにもなりかねません。

こういった事態に至らないためにも、対応方法だけでなく、「いじめ」や「パワーハラスメント」が起きない、起こさせない組織体制や企業風土をつくりあげることが大切です。

滋賀県労働相談所をご利用ください!

滋賀県労働相談所では、専門の相談員が賃金や労働条件、解雇の問題など労働に関わる相談をお受けしています。

滋賀県労働相談所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階

労働相談ダイヤル(通話料無料)

0120-967164

面会および電話による相談時間
月～金(平日)10時～20時
月～金(祝日)17時～20時
土・日 10時～16時

無料相談の窓口は

総合労働相談所

日時/毎月第2・第4土曜日
13:00～17:00
場所/滋賀県社会保険労務士会事務局
電話でご予約ください。
Tel.077-526-3760

労働時間等相談センター

日時/月～金曜日/14:00～20:00
土曜日/13:00～18:00
場所/「エルティ932」4階 (JR草津駅東口)
電話でご予約ください。
☎0120-081-744 (通話無料・携帯電話不可)



お任せください!

広告

あなたの労働問題を
解決します。

社会保険労務士は
伸びる会社の知恵袋

労務管理の身近な専門家、
社会保険労務士に
お気軽にご相談ください。

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
http://www.ex.biwa.ne.jp/shiga-sr

労働委員会だより

個別的労使紛争の「あっせん」制度をご存じですか？

労働委員会には、個々の労働者と使用者との間で起こった、賃金や人事についての紛争を解決するための、「あっせん」制度があります。

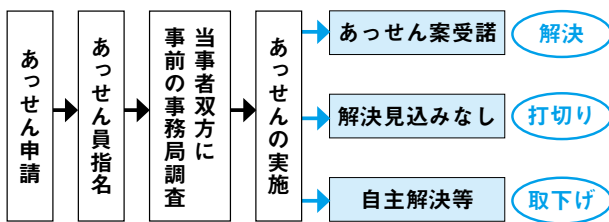
あっせんの特徴

- この制度は、労働問題に関して経験豊かなあっせん員が、第三者としての立場で労働者と使用者双方から個別にお話を聴き、両者が納得できる方法を探りながら、話し合いによって円満に紛争解決できるよう、お手伝いする制度です。
- 労働者、使用者のどちらからでも申請できます。また、無料で利用できます。

あっせん対象となる労使紛争

- 当事者同士では解決できなくなった労働問題に関する紛争があっせんの対象となり、例えば、次のような紛争が挙げられます。
 - ・突然、解雇を通告されたが、理由を聞いても説明してもらえない
 - ・勤務態度不良を理由にボーナスをカットされたが、覚えがなく、不当だ
 - ・やむを得ず配転内示を出したが、何度説明しても応じてもらえない
- 滋賀県労働委員会でのあっせんの対象者は、滋賀県内に所在する事業所に勤務されている労働者およびその使用者です。

あっせんの流れ



※あっせんの相手方があっせんに応じない場合は、あっせん打ち切りとなる場合があります。

あっせんの流れについて、具体的な例に基づいて、ご説明しましょう(実際に申請のあった事例をもとに、内容を変えています)。

Aさんは、請負業を営むB社の従業員でしたが、B社は、取引先の減産により業務量が減少したとして、Aさんに解雇予告をしました。Aさんは、自分がなぜ解雇されなければならないのか、B社の人事担当者に何度も尋ねましたが、納得できる答えをもらえなかったため、解雇撤回を求め、あっせん申請されました。

あっせんが申請されると、まず、あっせん員候補者の中からあっせん員が3名(公益、労働者側、使用者側各1名)指名され、労働委員会事務局職員がAさんとB社

のそれぞれに対し、実情を聴き取りました。B社への聴き取りでは、社長は、あっせんに出席し、第三者であるあっせん員の意見も聞きたい、という意向でした。

日程調整後、第1回あっせんが開かれました。あっせんでは、まずAさんから、次にB社の社長から、あっせん員が個別にお話を伺いました。

Aさんは、「なぜ自分が選ばれたのかわからない。一生懸命働き、会社に貢献してきたと思っている。解雇によって収入が途絶え、貯金を取り崩す状態である。解雇は撤回してほしい。」とのことでした。

一方、B社社長は、「取引先の減産で経営が苦しくなり、従業員の削減は避けられず、解雇はやむを得ない措置である。遅刻や欠勤の多い者を解雇の対象とし、Aさんもその一人であった。一ヶ月前に解雇予告をしており、正当な解雇手続であると考えている。ただ、詳しい理由は話せていなかったかもしれない。」とのことでした。

両者のお話を伺った後、あっせん員のみで協議を行い、どうすればお互いに納得のいく解決ができるかを検討した後、あっせん員がAさんとB社社長に個別に折衝しました。

B社社長は、当初、解雇は正当であると主張しておられましたが、あっせん員が、「解雇手続の適切さ」と「解雇の有効性」とは別であることを説明したところ、「解雇撤回はできないが、解雇理由を詳しく説明しなかったことは不注意であったので、一定の金銭補償は考えてもよい。」と言われました。

B社社長の考えをあっせん員がAさんに伝え、あくまで解雇撤回を貫くのかどうかを確認したところ、「解雇撤回が望ましいが、当面の生活が保障されるなら、自分は資格を持っているので、それを生かした仕事をその間に探したい。」とのことでした。

これを受けてあっせん員が調整し、あっせん案①AさんがB社を退職したこと、②B社がAさんに金銭を支払うこと)を提示したところ、両者ともこれを受諾されたため、あっせんは終了しました。

あっせんの一般的な流れは上記のとおりですが、進め方は、内容に応じ、解決に向けたさまざまな方法がとられ、また、複数回にわたって実施されることもあります。

労使間の紛争でお困りの労働者や使用者の方は、お気軽に労働委員会事務局へご相談下さい。

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577
 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館5階
 TEL 077-528-4473
<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

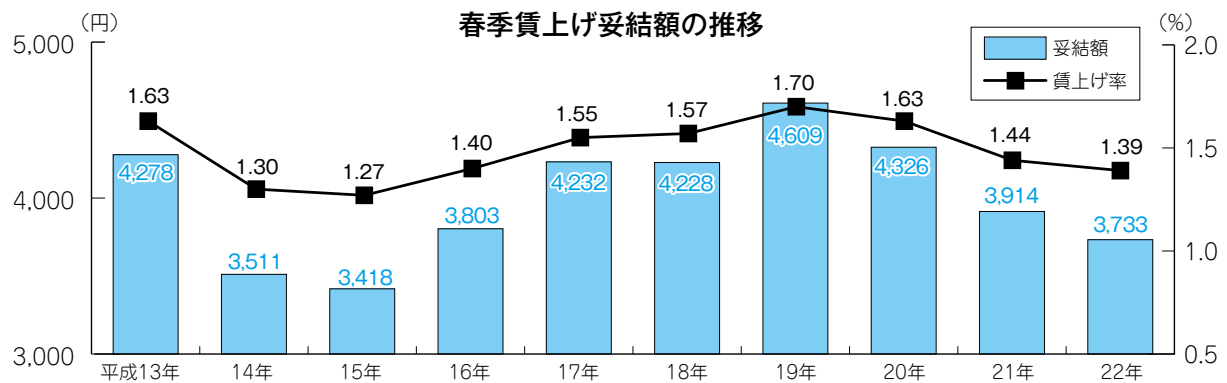
平成22年 賃金交渉調査の結果概要

滋賀県では、県内労働組合(平成21年6月末現在631組合)のうち、約30%にあたる189組合を対象に、春季賃上げ、夏季一時金の労使要求・妥結状況の調査を行いました。その結果概要は下記のとおりです。なお、詳細な結果については、県労政能力開発課のホームページ(<http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/>)をご覧ください。

春季賃上げ要求・妥結状況(6月末時点)

県内民間労働組合の春季賃上げ交渉による賃上げ妥結額は、平成22年6月30日現在、全規模・全産業平均で3,733円となっており、賃上げ率は1.39%でした。前年同期に比べ額で181円下回り、率で0.05ポイント下回る結果となりました。

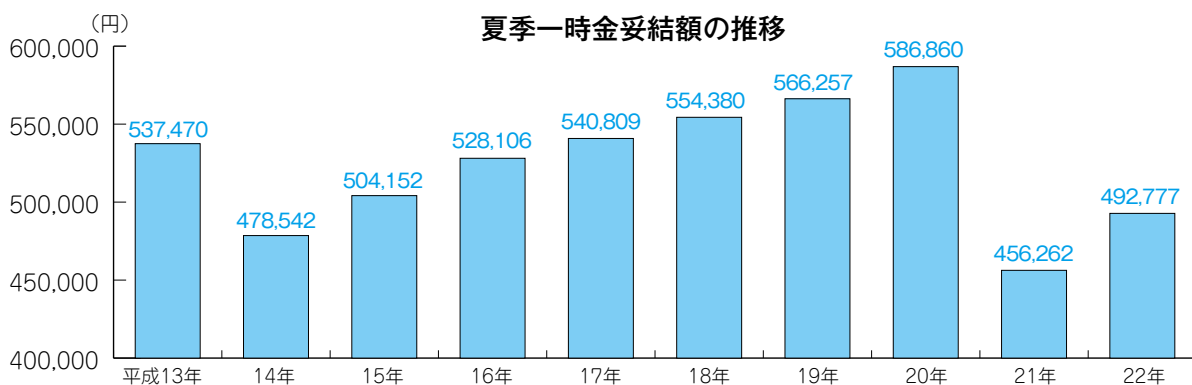
	従業員300人未満		従業員300人以上		全規模			前年同期(全規模)	
	妥結額(円)	賃上げ率(%)	妥結額(円)	賃上げ率(%)	要求額(円)	妥結額(円)	賃上げ率(%)	妥結額(円)	賃上げ率(%)
全産業平均	2,770	1.10	4,760	1.65	5,765	3,733	1.39	3,914	1.44
製造業平均	3,059	1.19	5,141	1.81	5,958	4,057	1.50	4,185	1.53
非製造業平均	1,669	0.72	3,425	1.14	5,144	2,547	0.96	2,932	1.13



夏季一時金要求・妥結状況(7月末時点)

県内民間労働組合の夏季一時金交渉による妥結額は、平成22年7月31日現在、全規模・全産業平均で492,777円(1.84ヶ月)となっており、前年同期に比べ額で36,515円、月数にして0.13ヶ月それぞれ上回る結果となりました。

	従業員300人未満		従業員300人以上		全規模			前年同期(全規模)	
	妥結額(円)	月数(ヶ月)	妥結額(円)	月数(ヶ月)	要求額(円)	妥結額(円)	月数(ヶ月)	妥結額(円)	月数(ヶ月)
全産業平均	411,541	1.66	575,671	2.00	573,797	492,777	1.84	456,262	1.71
製造業平均	412,935	1.65	582,652	2.05	586,659	498,868	1.87	456,053	1.70
非製造業平均	406,598	1.72	544,644	1.79	526,944	468,718	1.76	456,826	1.74



個別労働紛争解決制度 平成21年度の利用状況について

滋賀労働局 総務部 企画室

滋賀労働局では、平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の「個別労働紛争解決制度」の利用状況を次のとおり取りまとめました。

「個別労働紛争解決制度」とは、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、不当解雇・いじめ・内定取り消し・労働に関する損害賠償等の、労働者と事業主との間の労働に関する個別的な民事上の紛争について、総合労働相談コーナーによる相談、「労働局長による助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」により、労使の自主的な合意による円満かつ迅速な解決を図る制度で、全国の都道府県労働局で展開しています。滋賀県内では、滋賀労働局・大津・彦根・東近江の4カ所に設置された総合労働相談コーナーが受付を行っており、労使のどちらからでも利用できます。

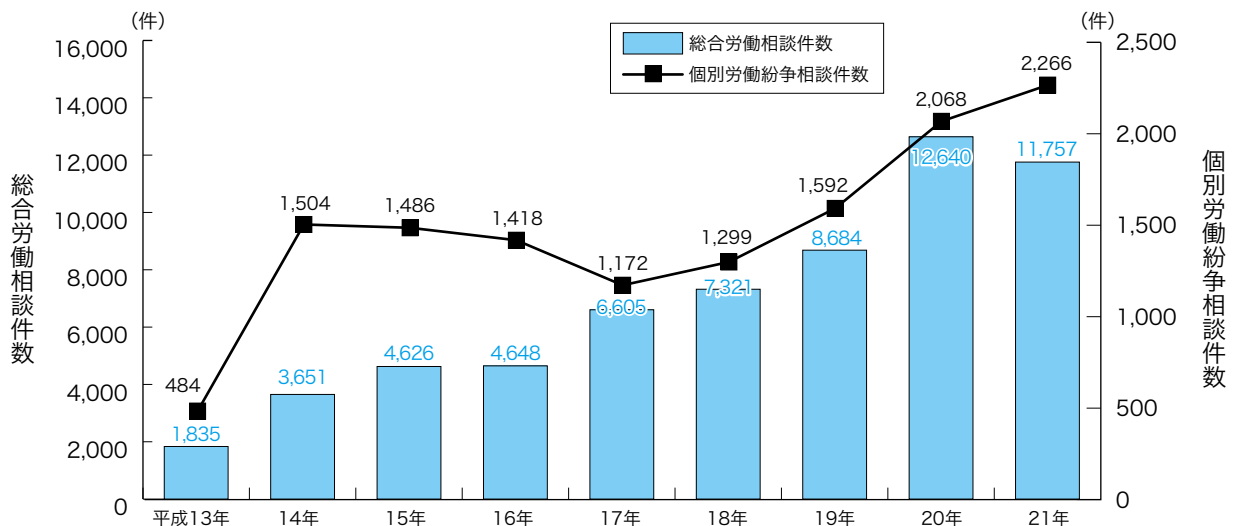
また、あっせん制度は弁護士・大学教授・社会保険労務士等の公平中立な学識経験者で構成される紛争調整委員会が無料・非公開で実施しています。

☆ 総合労働相談の状況

県下4カ所に設けられた「総合労働相談コーナー」に寄せられた、総合労働相談（労働基準法等も含む全ての相談）の件数は、11,757件（前年度12,640件）で前年度から約7.0%減少しました。

個別労働紛争解決制度の発足以来、初めての減少ではあったものの、その件数は、依然として高い数字でした。

また、総合労働相談の内容については、解雇・労働条件関係が10,235件（前年度10,795件）と総合労働相談の87.1%を占める状況でした。



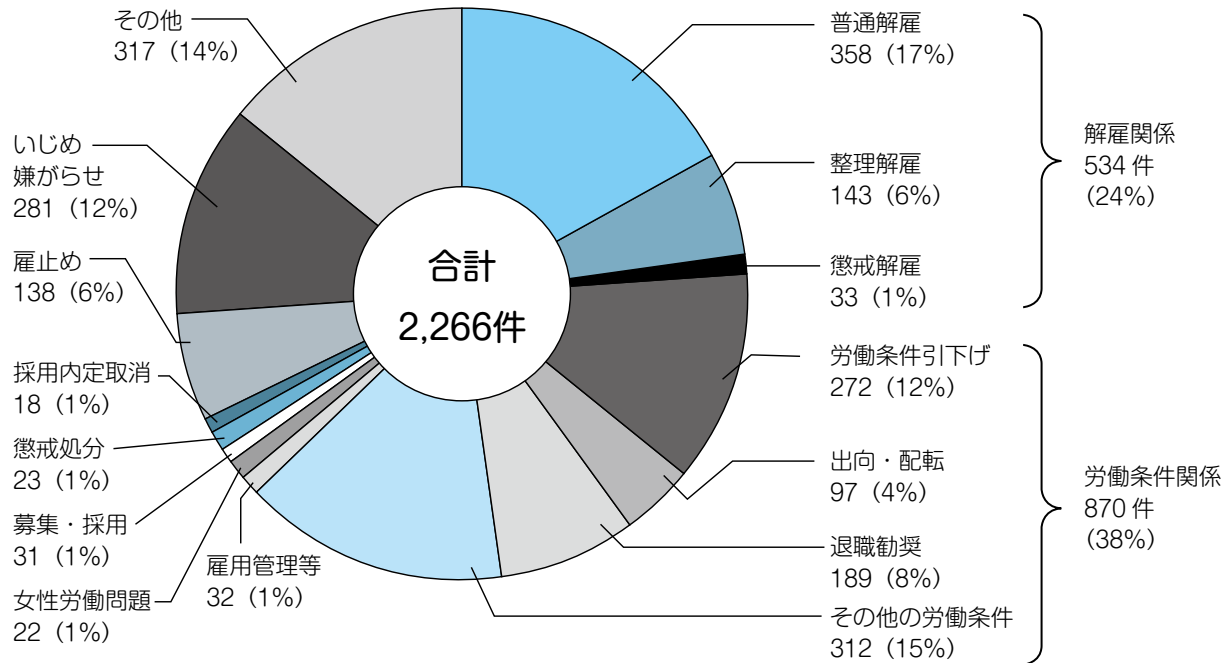
☆ 個別労働紛争相談の状況

個別労働紛争相談件数（総合労働相談の件数から労働基準法等の相談件数を除いた相談件数）については、2,266件（前年度2,068件）と前年度から9.6%増加しました。

内容別には、解雇関係が534件（前年度576件）と前年度から減少し、労働条件の引下げや出向・配置転換などの労働条件関係が870件（前年度638件）と増加しました。

滋賀県内の平成21年度の雇用情勢は大変きびしく、労働者の労働環境も不安定な状況にあったことが相談状況に反映されました。

個別労働紛争相談の内容



☆ 個別労働紛争解決制度の状況

民事上の個別労働紛争相談のうち、個別労働紛争解決制度による滋賀労働局長の助言・指導の申出があった件数は116件で前年度（44件）から大幅に増加し、紛争調整委員会によるあっせん申請の受理件数は120件で前年度（122件）よりわずかに減少しました。

なお、平成21年度にあっせん手続きを終了した114件のうち、52件で当事者間の合意が成立（合意率45.6%）しており、前年度のあっせんの合意率（46.8%）から1.2ポイント減少しました。

労働者と事業主との紛争、労働に関する各種相談に関しては、総合労働相談コーナーをご利用ください。

総合労働相談コーナー名	所在地	電話
滋賀労働局総合労働相談コーナー	大津市御幸町6番6号 滋賀労働局総務部企画室内	077-522-6648
大津総合労働相談コーナー	大津市馬場3-14-17 大津労働基準監督署内	077-522-6641
彦根総合労働相談コーナー	彦根市西今町58-3 彦根労働基準監督署内	0749-22-0654
東近江総合労働相談コーナー	東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内	0748-22-0394

滋賀労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん制度もご利用いただけます。
詳細は<http://www.shiga-roudou.go.jp/>の「相談窓口」をご覧ください。



平成22年10月1日

「国勢調査は みんなで描く 日本の自画像」

ご協力よろしく申し上げます。

総務省・滋賀県・市町

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）シンポジウムを開催します！

滋賀県では、行労使、地域団体などが一体となって「仕事と生活の調和推進会議しが」を立ち上げ、連携・協力しながら、社会全体の気運醸成を図っています。

このたび、「仕事と生活の調和推進会議しが」が主体となって、“やさしさ”と“おもいやり”が響きあう滋賀の未来のために、県民一人ひとりが、それぞれの立場から行動にうつすことの必要性や理解を深めるきっかけとなりますよう、下記によりシンポジウムを開催します。

◆日時 平成 22 年 11 月 20 日（土）13：00～16：30
※シンポジウムの一環として、10 時～関連事業および展示等実施します。

◆場所 県立男女共同参画センター（近江八幡市鷹飼町 80 - 4）

◆主催 「仕事と生活の調和推進会議しが」

構成団体：滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、滋賀県経済同友会、社団法人滋賀県済産業協会、社団法人びわこビジネスマンビューロー、日本労働組合総連合会滋賀県連合会、滋賀県社会保険労務士会、滋賀子育てネットワーク、有限会社でじまむワーカーズ、特定非営利活動法人しみんふくし滋賀、生活協同組合コープしが、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀労働局、滋賀県

◆内容 ・「トーク＆トーク～滋賀県での好取組事例を添えて～」

姉崎 猛 氏（内閣府大臣官房審議官） & 嘉田 由紀子（滋賀県知事）

・ワーク・ライフ・バランスミュージカル「ザ☆デビュー！男の料理教室」より

・仕事と生活の調和 手紙・ポスターコンクール表彰式

◆申し込み方法 往復ハガキまたはインターネットでお申し込みください。
詳しくは、滋賀県男女共同参画課ホームページをご覧ください。

→ <http://www.pref.shiga.jp/c/danjo/>

（お問い合わせ先） 滋賀県県民文化生活部男女共同参画課 TEL 077-528-3070



イスト / 効 / キョウ

ものづくりPOWER

企業・企業団体の人材育成に施設・設備をご利用ください

滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）

滋賀職業能力開発短期大学校では、学卒者訓練（専門課程；生産技術科、電子情報技術科、住居環境科、2 年制）や在職者訓練（能力開発セミナー；短期コース）を実施しています。これらの訓練で使用する施設・設備は滋賀県下の企業・企業団体の方にもご利用いただけます。社員の人材育成・能力開発等に是非ご利用ください。

ご利用に当たっては、次のことを参考にしてください。

◆利用日・時間帯等 平日・休日、昼間・夜間（夜間は可能な限り）、半日単位で利用

◆支援内容 社員研修のための指導員の派遣、施設・整備の貸与、専門的・技術的支援

◆利用内容及び利用例 個別企業や団体傘下企業の社員研修、技能検定、会議等

・ A 社：機械設計技術者層のレベルアップのための実践的な機械設計技術の習得

・ B 団体：構成企業の中堅社員研修（安全、ものづくり、品質管理研究）の実施等

・ C 協会：技能検定実施会場、検定実施のための専門的・技術的支援の利用等

◆経費 従業員の人材育成・能力開発目的であれば、低廉価格（本校の規定による）

※ご利用に当たっては、授業等の都合により日程調整をお願いする場合がございます。

（お問い合わせ先） 滋賀職業能力開発短期大学校学務援助課

〒523-8510 近江八幡市古川町1414 TEL 0748-31-2252

10 月 1 日から 10 月 7 日は全国労働衛生週間です。

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス

厚生労働省

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労政能力開発課

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL 077-528-3751 FAX 077-528-4873

E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/>